



生活者ネットワークの活動リポート ◎ 臨時号

後藤ゆう子とかとう涼子の議会報告

—市長候補者へ公開質問状を送りました！（回答裏面）



いよいよ子どもの貧困対策へ着手！

—アンケート調査の集計はじまる

ひとり親家庭、なかでも母子家庭の相対的貧困率は 54.6%です（厚生労働省の国民生活基礎調査）。子どもの貧困対策をすすめるため、西東京市でも実態調査することを、再三にわたり提案してきました。

ようやく市では、今年度、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当支給の対象世帯へ、アンケート調査を行いました。内容は、ひとり親の就労支援、子どもの放課後の過ごし方、食事の状況、無料の学習支援事業の利用の希望など 33 項目です。現在、集計作業が進められています。

この結果をもとに、子どもの貧困対策を推進させるための様々な提案をしていきます。
（後藤ゆう子）

空き家の活用で、住宅政策を一步前へ！

住宅困窮者を支援する、住宅セーフティネット事業がスタートしました。都市計画課が窓口となり、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などを対象に、賃貸物件への入居に困難がある方の住宅探しと、保証人を立てられない方への保証委託契約あっせんを行っています。7月から 11 月末までにすでに 16 件の相談が寄せられたそうです。

市内には空き家が急増しており、その積極的な利活用を、国も都も後押ししています。都内ではすでに新たな取り組みも始まりました。日野市は昨年9月に「空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例」を制定、今後、地域コミュニティの活性化と住宅困窮者の居住支援、改修費用の助成を進めるそうです。

住まいの問題と空き家の活用、そしてコミュニティづくり。この3つを大きな視点で結び付け、誰もが安心して暮らし続けられる地域にしたい！これからも力強く提案していきます。

（かとう涼子）

12月議会のトピックス

教育長が辞任！—教育行政のトップ、再び不在へ(12/20)

12月議会の一般質問で、自民党女性議員が教育長のパワハラ「疑惑」を質し、議会は大荒れに。「あくまでうわさ」と断った上で進退を迫るやり方に、多くの議員が異議を唱えた。合併後、教育行政のトップが不在となるのは、これで2度目。学校運営や子どもへの不利益はないのか？！注視が欠かせない。

* * *

庁舎統合方針が確定—市民意見は反映せず(1/6)

策定プロセスに大きな課題を残したまま、市民統合方針が策定された。市民意見を反映する気がないなら、説明会もパブリックコメントも意味はない。将来的な庁舎統合に向け、手法は改善されるのか。今のやり方を続けていては、市民合意は夢のまた夢だ。

2月5日（日）は
西東京市長選挙です

西東京市の市長候補予定者・杉山昭吉さん、丸山浩一さんに、公開質問状を出しました。

質問内容は、生活者ネットの重点政策である子ども施策と市民参加、市の課題である財政運営の基本的な考え方についてです。

頂いた回答を裏面に先着順に掲載いたします。
市長選出の判断材料の一助としてくだされば幸いです。

（回答は頂いたままをそのまま全文掲載しています）

生活者ネットからの質問

1. 貧困、虐待など、子どもを取り巻く状況は厳しさを増しています。子どもの権利（生きる、育つ、学ぶ、参加する、など）を尊重しつつ、今後 4 年間の施策をどのようにすすめますか。
2. まちづくりの主体は市民です。どのように市民参加をすすめていきますか。
3. 少子高齢社会の中で、どのように財政運営をすすめていきますか。



発行者■
西東京・生活者ネットワーク

発行責任者／渡辺嘉津子
発行日／2017年1月23日
202-0015 西東京市保谷町 6-25-2-102
TEL／042-453-4121

杉山昭吉さん

- 子どもの権利条約が批准されてから 22 年になりますが、国連子どもの権利委員会から再三指摘を受けているように、日本における子どもの権利は尊重されているとは言えません。よって、まず、内容の伴う、つまり、子どもの生きる、育つ、学ぶ、参加する、意見を表明するなどを尊重する子どもの権利条例を制定します。
- また、子どもの権利条例が制定されていない段階でも以下の施策を実施します。
 - 待機児解消は認可保育所の増設を基本とします。また、市立保育園の民営化は見直し、公設公営を基本とします。
 - 学童クラブ指導員の待遇改善と正職員化を進めます。学童クラブを増設し、大規模化を解消します。
 - より良い教育環境を整備するために小・中学校 30 人学級に近づく施策を進めます。学習支援員の配置を拡充します。学校図書館専門員の配置を拡充します。
 - 過度の競争をあおり、管理を強める全国一斉学力テストから離脱します。
 - 児童虐待の防止、早期発見、子どもと親への専門的な支援などの施策をすすめます。
 - 子どもの医療費無料化を 18 歳まで拡充します。
 - 子どもたちが安心して遊べる場所の確保に努め、演劇や音楽、映画や美術などの芸術・文化に親しめるように、地域の活動を支援します。
 - 就学援助の基準を引き下げ、援助費目の拡充を図ります。また、新入学用品費については、実態に見合った額に引き上げ、入学前の前倒し支給を実施します。
 - いじめ問題では、学校・教育委員会が子どもの命最優先で機敏に集団的に対応します。被害者、遺族等の真相を知る権利を尊重します。いじめる子どもへの対応は、いじめをしなくなり、人間的に立ち直らせることを基本とします。
 - 特別支援教室、通級学級を拡充します。
 - 子どもの通学の安全を図るため、交通擁護員の配置を拡充します。

- 憲法と地方自治法、市民参加条例によって、市民参加の仕組みが確立されています。憲法と地方自治法によって、市長と市議会議員が選挙で選ばれますが、最も重要な市民参加の仕組みであると考えます。また、本市の市民参加条例は、住民投票をも位置付けている優れたものであると認識しています。議員の定数を削減することが行財政改革に資するという考えがありますが、そうではなく、多様な市民の声を議論の対象とするためには一定数の議員が必要と考えますし、そうした議会と実りある議論をしたいと思います。

市長と議員だけでなく、教育委員をはじめとする各行政委員も公選制とするべきであると考えています。庁舎統合問題、3 館合築複合化整備事業のように、情報公開、市民合意が不十分なまま、進められる場合が生じます。こうしたやり方を改めて、市民の声が生きる市政運営に努めます。

- 本市の財政状況は、厳しいけれども健全に運営されています。削減され続けてきた国庫支出金や都支出金を元に戻すことが求められています。
- また、地方財政の三位一体の改革の中で、地方は、国によって財源を奪われました。税源移譲を拡充することが求められています。
- 相手があることで、容易ではありませんが、これらを実現するために声を上げていきます。
 - 市債のなかでも国や東京都から借りているお金の中には利率の高いものが少なくありません。低利のものに借り替えていきます。
 - 市の裁量で歳入増を図ることができる（市民負担増を除いて）東京電力などの道路占用料と法人市民税の税率（制限あり）の引き上げを図ります。
 - 公平公正な入札を適正に行って支出を縮減します。入札の伴わない契約や物品購入も精査して
 - 電算システムの最適化・支出縮減を検討し・実施します。
 - 不要不急の事業（庁舎統合や 3 館合築複合化整備事業など）は見直し、事業の延伸などを行い、支出の削減を図ります。

丸山浩一さん

- 平成 28 年 5 月、改正児童福祉法が成立しました。今回の改正では、児童福祉の理念が明確化され、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有するとされました。市町村の役割といたしましては、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに、児童及び妊産婦の方に対する必要な支援を行うための拠点整備に努めなければならないとされております。また、要保護児童対策地域協議会に専門職を配置することや、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握する調整担当者を置くものとしております。本市においては、現在、子ども家庭支援センターを拠点として、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、児童虐待の発生予防から自立支援まで対策を図っております。
- 今後につきましては、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく支援と児童福祉法の改正の趣旨を踏まえた必要な支援について検討するとともに、平成 27 年 12 月に成立した「西東京市いじめ防止対策推進条例」とあわせ、虐待が起こりにくく、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに育つ環境を整えるための理念を共有する新たな条例制定に向けて、これまでの経緯を踏まえた検討を進めてまいります。

2. 市民意見が市政運営に反映される仕組みについて

本市では、平成 14 年 10 月に西東京市市民参加条例が施行され、政策形成過程における市民参加の仕組みがスタートいたしました。以来、基本的施策を定める計画や基本方針、重要な条例等を制定・改廃する場合に、この市民参加制度を通じ、市民の皆様の御意見を市政に反映する仕組みとしてまいりました。この制度開始から 14 年以上の期間が経過し、市民の皆様の間では一定程度定着しているものと考えておりますが、最近の傾向として、市民参加手続における参加者層の固定化などの課題があることも認識しております。

この間、平成 26 年 3 月に策定した第 2 次総合計画や、昨年 3 月に策定しました総合戦略の策定過程では、ワークショップなどにおいて無作為抽出による参加者の募集や、若者を対象とした Web 調査など、新たな取り組みを実施することで市民参加の手法の充実を図ってまいりましたが、今後は、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、市民参加の取り組みについて見直しを図るとともに、次世代を担う若者のまちづくり参加の促進策も含め、より一層、市民の皆様の御意見を市政運営に反映できる仕組みを充実させてまいりたいと考えております。

3. 持続可能で自立的な自治体経営の確立にむけて

本市では、合併以来不断のものとして行財政改革の取り組みを推進してまいりましたが、少子高齢化の進展、合併市特有の課題などから、加速度的に進む財政の硬直化などに対応するため、より一層の取り組みが必要となっていました。

そこで、第 4 次行財政改革大綱では、第 2 次総合計画の実効性を確保するという観点から、これまでの取り組みに、将来見通しと経営の視点を加え、総合計画の計画期間に合わせて 1 年前倒しをして策定するとともに、4 つの基本方針に沿ってアクションプランを取りまとめ、平成 26 年度より取り組みをスタートしました。

アクションプランにおいては、実施期間である 10 年間を通じて長期的に取り組む必要がある項目を主要実施項目として位置づけるとともに、各項目の進捗状況や新たな課題に対して機動的な実施を図るため、毎年度見直しを行っております。

具体的には民間活力の活用による業務の効率化や新たな歳入の確保などに取り組むとともに、捻出した人材や財源を「選択と集中」により、重点化すべき施策や事業へ資源配分し、市民サービスの向上に努めてまいりました。

行財政改革の取り組みにより行財政運営の自立性、持続可能性を確立し、必要とされるサービスを確実に提供できる体制を整えることが重要であると認識していることから、今後も第 4 次行財政改革大綱における本市の目指すべき将来像である「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」に向けて、不断の取り組みとして行財政改革を推し進めてまいります。

※回答は、頂いたままをそのまま全文掲載しています